

商品概要説明書

平成30年4月2日 現在

1. 商品名	年金優遇定期預金 (スーパー定期)						
2. 販売対象	☆当金庫で厚生年金・国民年金・共済年金等の公的年金及び年金保険等の私的年金をお受け取りになっているお客様、新規に当金庫でお受け取りになるお客様に限定させていただきます。						
3. 期間	☆1年 普通定期預金(自動継続のお取扱いはできません)						
4. 預入	預入方法	☆原則、年金振込指定口座のある店舗にて預入していただきます。					
	預入金額	☆1,000円以上で年金1口につき100万円以内					
	預入単位	☆1,000円以上1円単位					
5. 払戻方法	☆満期日以降に一括して払い戻します。						
6. 利息	適用金利	☆固定金利 ☆預け入れ時の店頭に表示するスーパー定期1年ものの金利に0.200%を上乗せした金利を約定金利として満期日まで適用します。					
	利払方法	☆満期日以降に一括してお支払いします。					
	計算方法	☆付利単位を1円とし1年を365日とした日割計算により算出します。					
7. 税金	・利息には20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます)						
8. 手数料	—						
9. 付加できる特約事項	☆マル優の取扱いができます。						
10. 中途解約時の取扱い	☆満期日前に解約する場合には、下表の預入期間に応じた中途解約利率、および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともにお支払いします。						
	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">預入期間</td> <td style="padding: 5px;">6カ月未満</td> <td style="padding: 5px;">6カ月以上1年未満</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">解約利率</td> <td style="padding: 5px;">解約日の普通預金利率</td> <td style="padding: 5px;">スーパー定期 1年ものの店頭表示利率 × 50%</td> </tr> </table>	預入期間	6カ月未満	6カ月以上1年未満	解約利率	解約日の普通預金利率	スーパー定期 1年ものの店頭表示利率 × 50%
預入期間	6カ月未満	6カ月以上1年未満					
解約利率	解約日の普通預金利率	スーパー定期 1年ものの店頭表示利率 × 50%					
11. 金利情報について	☆窓口へお問合せください。						
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部 (9時～17時、電話:0597-23-2341)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>						
13. その他参考となる事項	<p>☆預金保険制度の付保対象預金です。この制度により保護される範囲は1金融機関につき1人あたり元本1,000万円までとその利息です。</p> <p>☆満期日以降の利息は、解約日または継続日における普通預金利率により計算します。</p> <p>☆取扱期間は、平成30年4月1日から平成30年9月28日までです。</p>						